

農地所有と家族の諸形態

—— タイ国東北部の稲作農村 ——

水 野 浩 一

Family Relation in Land Tenure in a Rice-Growing Village in Northeastern Thailand

Koichi Mizuno

This analysis of land tenure in relation to family groups is based on materials gathered in a village in Northeastern Thailand from September, 1964 to April, 1965. The village of Don-Daeng, located 19 kilometers south of the municipality of Khonkaen in the province of Khonkaen, is a relatively self-sufficient, homogenous, traditional community of 132 households.

Of the 132 households, there were 126 farm households, 1 indigent, 1 of a factory worker, 1 of a teacher, and 3 owner non-tiller households which consisted of the school headmaster, 1 ex-teacher and 1 widow, the latter three having no working dependents rented out their lands on a share-cropping basis, usually at 50%. Of a total of 2556 *rai* (1 *rai*=0.16 hectare) owned by the villagers, 2344 *rai* (90.6%) were cultivated by 100 farm household, the remainder of 212 *rai* being rented out to other villages; of the 2344 cultivated *rai*, 180 *rai* were rented, the balance being owner-cultivated.

Of the total of 126 farm households, 26 were related to and attached to 19 main households. Of the other 100 farming households 83 were full owner-tillers, and the other 17 were composed of 1 full tenant, 5 who owned and tilled land and rented part out to others, 8 who owned over 50% of the land they tilled and rented the balance from others, and 3 who owned less than 50% of the land they tilled and rented the balance from others.

The 26 attached farm households were attached to 19 main households of the 100 owner-tiller classification. These 26 families each formed a part of 19 extended family, usually through a parent-daughter relationship (23 cases) or a parent-son relationship (3 cases). These 19 extended families lived with each of the 26 attached and 19 main households in separate houses. Type Ex-E consisted of 8 main households each with one attached household, each maintaining separate houses. Ex-F consisted of 11 main households with 18 attached households, each in its own separate house.

Of the remaining 81 farm households living each under one roof, 48 were nuclear households and 33 were extended families. The extended families were of types: Ex-A

consisting of parents, unmarried children, one married child, the spouse and their children (16 cases); Ex-B consisting of parents, one married child, spouse and children (12 cases); Ex-C consisting of parents, unmarried children, the wife's sister (3 cases); Ex-D consisting of members of four generations (2 cases).

In the extended families, usually the couple of the junior generation consisted of the daughter and her spouse. There were only 5 cases of parent-son relationships. These latter cases were usually due to the absence of a daughter or sometimes due to the poverty of the wife's family.

In the extended families living in more than two houses (Ex-E and Ex-F), the junior generation seemed to be in the process of transforming itself into an independent nuclear family household, thereby reducing the main household into type Ex-B. Each attached household worked on the land owned by the main household where generally the wife's parents lived. Production is divided and each household performs its own share. Where each household has its own rice barn (4 cases), the children keep their share separately; otherwise they keep their rice in the same barn as their parents' (22 cases). The profit from the cash crop of *kenaf* fibre may be divided or sometimes may be used for a common purpose.

Some years after having worked the land, the dependent household (usually an attached one) may be assigned some of the land owned by the main household. When the junior generation takes over the land, it then separates itself completely from the main household and becomes a household in itself. Thus the extended family of the multiple household type (Ex-E and Ex-F) disappears and the junior generation usually becomes an independent nuclear household, while the main household becomes Ex-B where the daughter, usually the youngest, and her husband support the parents.

1. はじめに

タイ国の農地所有の実態にかんしては、戦後出版された人類学的調査報告書においてじゃっかの分析が試みられている。これらの報告書は中央平原、北部、および南部の村落を取り扱っており、そこには地域的差異と特色がうかがえる。しかしながら、今日のところ、東北部の村落について類似の報告書はみいだされない。

本稿においては、1964年9月から1965年4月にかけてタイ国東北部の一部落ドーン・デー

-
- 1) Lauriston Sharp et al.: Siamease Rice Village — a Preliminary Study of Bang Chan, 1948-1949. Bangkok, Cornell Research Center, 1953. Howard K. Kaufman: Bangkhud — a Community Study in Thailand. New York, Augustin, 1960. Konrad Kingshill: Ku Daeng, The Red Tomb — a Villags Study in Northern Thailand. Chiangmai, : The Prince Royal's College, 1960. Thomas M. Fraser: Rusembilan, A Malay Fishing Village in Southern Thailand. Ithaca, Cornell University Press, 1960. de Young, John E.: Village Life in Modern Thailand. Berkeley and Los Angeles, University of California Press, 1958. なおタイ国の農業センサスについては本岡武教授が『東南アジア研究』第2巻4号において批判を加えられている。

に定着し、そのときおこなった社会学的・人類学的調査²⁾の資料のなかから土地所有形態にかんするものを整理し、ここにその実態を分析して報告したい。

最初にドーン・デーン²⁾部落における土地所有形態の特質を分析内容とともに指適しておこう。(1) 小作問題にかんしては、小作地比率および小作農家の数からみてほとんど取りあげるべきものはない。(2) 自作地比率は非常に高い数値を示し、また自作農家の数も多い。(3) しかし農家形態において、自作農が圧倒的多数を占めない理由は小作農、農業労働者という範疇ではとらえがたい農業従事者が存在するからである。(4) 農家構成におけるこの部分は子供夫婦が親の家から完全に分離・独立して自作農へと成長する過程においてみられる親族共同体的農業従事者世帯にほかならない。(5) したがって、調査部落における農地所有形態を明確に把握するためには、家族・親族集団の類型を動態的に分析し、親族共同体的農業従事者世帯が家族の生成・流転の輪廻においていかに発生してくるかを明らかにしなければならない。以下順次こうした点について分析を進めたい。その前に部落の概況を記しておこう。

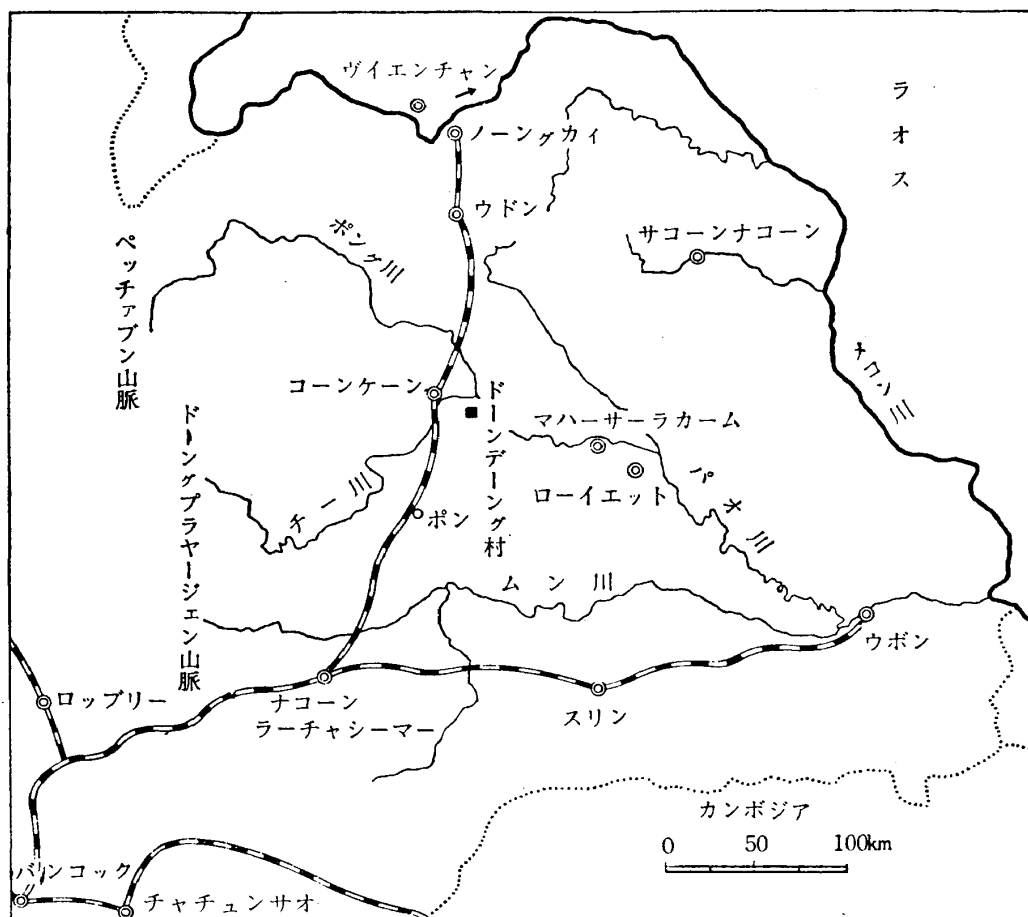
2. 調査部落の概況

通常コーラート高原と呼び習わされているタイ国東北部は、全体としてメコン川に向って傾斜する、ゆるやかな波丘状の地帯であり、乾季が長く降水量の少ない半乾燥地帯である。疎らな落葉樹林の繁る低い丘陵部の谷間や盆地、また河線流域の低地部に水田が遍在している。主な河線としてはムーン、チャー、ソンククラームがあり、すべてメコン水系に属するが、乾季における水面はきわめて低い。東北部の南を西から東にかけて流れるムーン河は言語・民族集団の観点からみても興味深い。すなわち、だいたいこの河の北側はラオ語に近い方言を話し、主として糯米を栽培するラオ・タイ族が分布し、南側ではカンボジア語に近い言葉を話し、主として粳米を栽培するクメール系の住民が分布する。

調査部落ドーン・デーン²⁾は行政的にいってコーンケーン県ムアン²⁾郡ドーン・ハン村に所属する。コーンケーンの町はバンコックから約450キロの地点に位置し(図1)、郡下の住民は華僑をのぞくとラオ・タイに属する。部落はチャー川をはさんでコーンケーンの南に位置する。その位置を地図(図2)で示せば、コーンケーンの町から鉄道の沿線に沿って国道を12キロ南下し、タープラの町で左折して県道を5キロ東に進み、さらに左に折れて村道を2キロ北上したところになる。村内には市場はなく、買物のためにはコーンケーンかタープラの町まで出かけなければならない。徒歩ないし自転車を利用することもあるが、近年は道路も開け、部落には改造バスを所持する者もあるのでバスの利用者が増加している。また洪水期間には西のノー

2) 東南アジア研究センター1964年度タイ中核計画の一環として1964年5月11日から1965年5月10日まで、同国に滞在し、ドーン・デーン²⁾村のコミュニティ・スタディーをおこなった。

図1 タイ国東北部

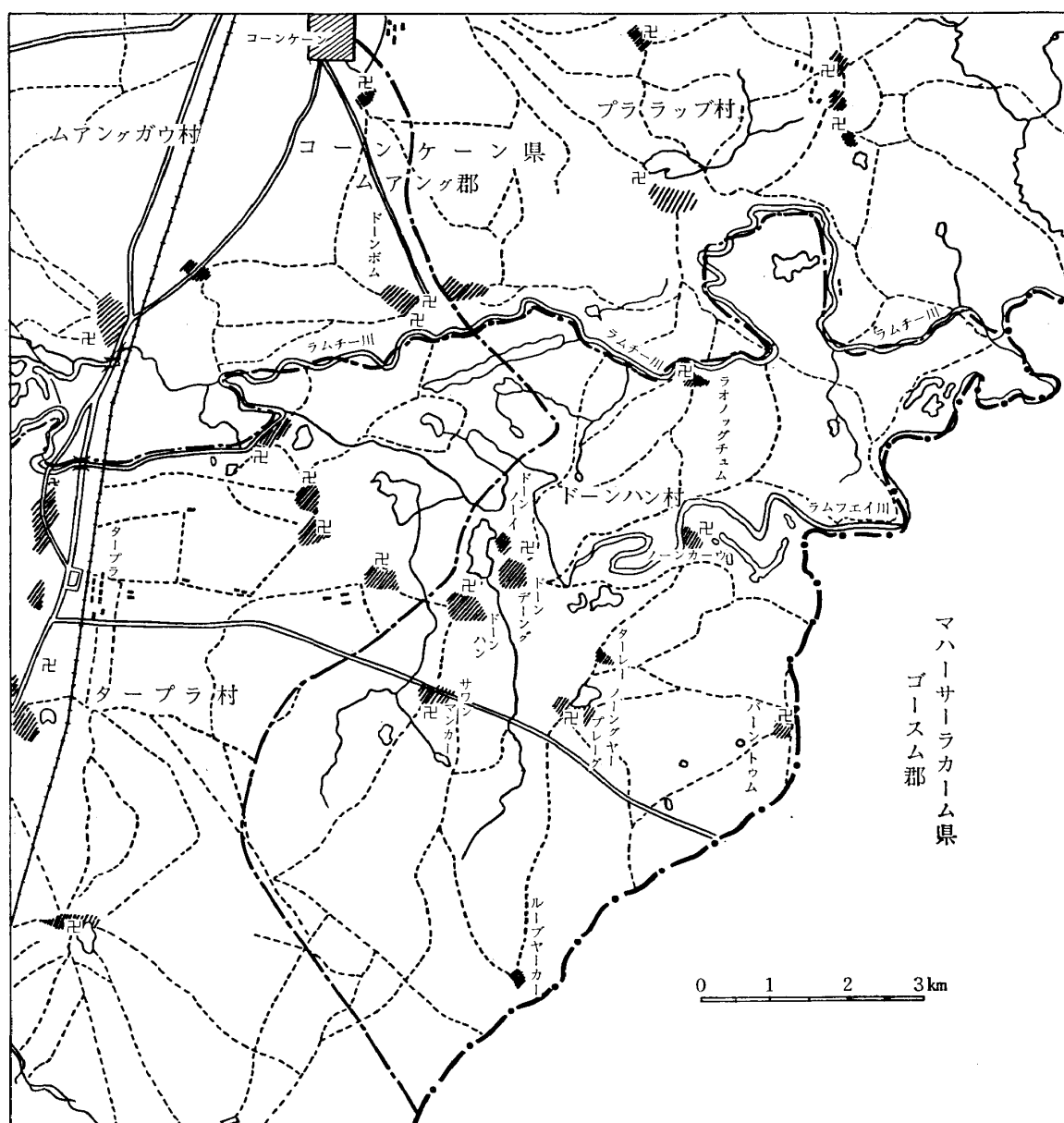


ンク・コーイ、ノンク・クライ・ヌン、ワン・ヒンやチー川対岸のドン・ボムまでモーター・ボートの便がある。

行政村ドン・ハンは10の部落から構成され、村長1名、助役2名があげられている。各部落は30ないし130余りの世帯からなる聚落であり、それぞれ部落長1名がおかれている。ドン・デーンクの戸数は132軒、人口は810人である。どの聚落も、家屋は比較的密集して建てられ、その外側に耕地が広がっている。そして聚落と聚落の間はかなり隔っている。村内には数カ所に寺院と学校が建てられているが、部落の範囲とこれらの寺院や学校が形成する社会圏とは必ずしも一致しない。ドン・デーンクには寺院があり、隣部落ドン・ノイと共同管理をしている。学校も部落内に設けられているが、通学区はドン・ノイ、ドン・ハン、サワーン・マンカーの他の3部落にまたがる。

この周辺の部落は東方に位置するローイ・エット、マハーサーラカームあたりから移住してきた人々によって開かれた開拓村である。かれらは兄弟・姉妹などとともに数家族ごとに集団をなして流浪の旅を続けて到来した。最初の年はわずかな土地を切り開いて家屋を建て、翌年は周囲の灌木を切りひらいて稲を植えた。開墾中、村人は米を手にいれるために種々の獲物を

図2 調査部落の位置



持って、すでに定着した村にでかけた。今では使うこともない横弓、弾き弓、吹き矢、仕掛罟を用いて鹿、野豚、兎、鳥などをとらえたといわれる。しかし今口では、だいたい開拓しつくされたようであり、土地を求めるものは他に移動する。

ドーン・デーシッ部落もまたこのようにして開けた聚落であり、県下に遍在する多くの稲作農村の一つにすぎない。ただ一つその特殊性があるとするならば、チー川の沿岸にあるためにしばしば洪水の害を蒙りやすいことである。事実、ここ数年来、同河川の氾濫をみ、その被害は大きく、稲作農村でありながら、米を購入しなければならぬ状態である。そして被害の大きい年には、他の土地に移動しようと決心するものも少なくない。この部落の全戸転出者は表 1

のごとくであり、洪水のひどかった1962年は7軒（56人）、1963年は同じく7軒（35人）と多くなっている。これにたいして全戸転入の例は1956年以降現在にいたるまでみあたらない。しかし、こうした水害はこの部落の立地に由来する特殊性にすぎない。このことは郡役所の耕地被害状況にかんする統計が示している。郡内における昨年度の水稻作付面積は232,054³⁾ライであったが、洪水による被害耕地面積は39,719ライであって、全作付面積の約17%、全耕地面積の約10%を占めるにすぎない。

いま、部落の人口動態についてみると、自然増加のいちぢるしさがうかがえる。まづ行政村ドーン・ハンの出生件数と死亡件数は表2のごとくであり、その差はきわめて多い。また年令

表1 全戸転出者移住先（住民登録簿）

年 号 移住先	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	計
行政村内								1戸6人		1戸6人
郡 内								4戸19人		4戸19人
県 内							3戸27人			3戸27人
県 外		1戸7人			1戸6人	1戸6人	4戸32人	2戸10人	1戸2人	10戸63人
計		1戸7人			1戸6人	1戸6人	7戸59人	7戸35人	1戸2人	18戸115人

別人口構成（表3）が示すごとく、部落の14才以下の子供の数は全体の46.3%、15才から59才までが50.6%、60才以上3.1%となっている。社会的増減については、行政村ドーン・ハンの入村者と離村者の差はきわめて少なく（表2）、このことは部落についても同じであろう。ただ異なる点は、さきにもふれたごとく、部落には洪水による離村者がみられることである。この特殊性を考慮しても、その数は自然増加を抑える要因として作用をおよぼすほどではない。なお人口動態に一時的な影響をおよぼす出稼については特にみるべきものはない。部落の性別・人口構成（表3）において、男の数が女の数よりもやや少なくなっている主な理由は、調査時期が安居期と重ったために、部落出身の見習僧と僧侶の数⁴⁾がとらえられなかったからである。

以上のごとく部落や村の人口は自然増加により、増しつつあるが、他方、この村の土地はほとんど開拓されつくしている。事実行政村ドーン・ハンの土地は居住地886ライ、田畑19,564ライ、国有地として畑100ライ、墓地700ライ、沼沢1,525ライ、未開拓地900ライ、合計23,675ライとなっている。しかも未開拓地900ライにかんしては、すでに開拓の予定がきまっている。

部落の世帯別職業構成は単純である。全世帯132のうち農家126、小学校の先生1名を含む非耕作地主3名、小学校の先生1世帯、ケナフ選別・荷物工場の労働者1世帯、無職1名とな

3) 1ライ=0.4エーカー

4) 得度式をおえて寺に在住する場合、その人の出身地に所在する寺に勤めるとはかぎらない。他部落、他村、他県の寺に在住することもある。調査期間におけるこの部落の寺の在住者は18人である。

表2 郡内行政村別出生・死亡件数および入村離村件数, 1963年7月～1964年6月(郡役所統計)

村 名	出 生	死 亡	入 村	離 村
ムアング・カウ	568	161	548	461
プララップ	674	123	1,077	556
バーン・トゥム	504	176	1 836	969
タープラ	344	87	682	267
ドーン・ハン	299	59	216	212
シラー	619	110	587	450
バーン・トーン	293	58	144	191
バーン・ラオ	306	77	172	237
プラブッ	592	127	117	303
ノーン・コーンゲ	349	91	399	485
バーン・ウァー	431	114	265	365
パー・ワイ・ナンゲ	290	55	270	263
バーン・コー	257	60	120	353
サーワティ	413	95	173	313
コーグシー	350	112	218	364
サムラーン	422	89	153	455
ノーン・ブァ	409	116	565	636

表3 部落内性別・年齢別人口構成

性別 年齢	男	女	計
0～4	73	67	140
5～9	60	62	122
10～14	56	57	113
15～19	39	53	92
20～24	29	25	54
25～29	23	31	54
30～34	20	25	45
35～39	25	25	50
40～44	15	19	34
45～49	9	16	25
50～54	16	13	29
55～59	14	12	26
60～64	7	4	11
65～69	1	5	6
70～74	2	1	3
75～79	1	1	2
80～84	2	1	3
85～89	0	1	1
計	392	418	810

り、きわめて等質的である。個人別にその職業をみると、新らしいものとして、小規模の精米所の経営者2名、小売商3名、マラリア予防センターの作業員1名、バスの運転手2名、仕立屋2名、散髪屋3名がある。通勤労働者はなく、部落の娘約20名が農閑期を利用して1年に2,3カ月の間タープラのケナフ選別・荷作工場に働きに出るのみである。

この部落の稲作は自給自足的性格が強いことはいうまでもなく、米を売る農家はきわめてまれである。それはなによりも生産高の低さと不安定性に由来している。この地方の稲作は完全に雨水に依存しており、水を必要とする雨期の降水量が不安定であることは表4(次頁)からも明らかである。その上さらに土壌にめぐまれぬため土地の生産力も低い。部落の農地はチェンマイ、ピーマイ土壌からなる部分とローイ・エット、コーラート土壌からなる部分にわかれる。チェンマイ、ピーマイ土壌は比較的肥沃な土地であるが、低地に位置するために洪水の被害を蒙る。ローイ・エット土壌は低地部と台地とをつなぐ傾面に発達しているが、その土質は中位である。コーラート土壌は台地部に発達し、地味も悪く、雨水の利用に適さぬため、水田にはむかない。これら3つの点、立地、土壌、降水量からして水田の生産力は低い。ちなみに、昨年度⁵⁾における郡の平均反当収量は1ライにつき10タンゲを示すにすぎない。

5) 1タンゲ=20リットル

表4 月別年降雨量, 1957~1964 (コーンケーン測候所)

年 \ 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
1957	0.0	1.8	106.0	58.0	118.1	173.7	128.7	193.3	272.6	24.5	0.0	0.0	1,076.7
1958	6.4	41.6	8.7	63.9	153.6	198.8	128.6	171.2	278.8	67.1	0.0	0.0	1,118.7
1959	0.0	8.7	16.6	33.3	196.6	94.9	194.0	110.0	501.1	13.1	—	—	1,168.3
1960	0.0	0.0	76.2	4.9	189.0	161.6	123.4	200.0	106.4	81.2	2.3	0.0	945.0
1961	0.0	7.5	73.6	66.3	141.3	121.1	3.76	295.4	367.3	195.2	0.3	60.0	1,305.6
1962	0.6	0.0	29.1	66.8	235.7	74.7	178.4	184.4	422.5	34.5	5.3	3.5	1,235.5
1963	0.0	3.5	18.9	47.9	127.2	193.7	248.7	215.2	201.3	167.9	88.7	—	1,323.0
1964	0.0	12.9	12.1	87.4	269.4	103.8	154.2	98.3	275.4	186.9	22.8	—	1,223.2
平均	0.9	9.5	43.9	53.6	178.9	140.3	149.2	183.5	303.2	96.3	14.9	0.4	1,174.5

米作の不安定性を解決するために、ここ数年来ケナフの栽培が普及している。これは政府の奨励によるものであり、今日ではどの農家も平均2ライ位の畑を経営し、換金作物としての重要性を増しつつある。しかし部落においては洪水による被害が大きいため、ケナフの売上げ金を米の購入代にあてる農家が多く、ケナフ栽培は生活水準の向上というよりは洪水の救助策として消極的な作用をもつにとどまっている。1例を示すならば、表5のごとくであり、ケナフ売上金1,600パーツのうち1,200パーツは米の代金として支払われている。この農家は5人家族であり、田20ライ、畑は平均よりやや多く7ライを所有する勤勉な自作農家である。ケナフ以外の現金収入としては野菜類、家鶏、家鴨、魚類、マットなどがあるが普通その額はあまり大きくない。副業としては、水牛、牛の仲買が伝統的なものとして存在し、その収入は500パーツから9,000パーツ位までの差がある。

表5 農家家計の1例, 1964年
(単位パーツ)

a)		b)	
収入源	収入高	支払目的	支払高
ケナフ	1,600	米	1,200
野菜類	100	衣類	200
鶏	150	教育	20
家畜仲買	500	宗教	100
魚類	200	交通	20
マット	150	健康保健	40
計	2,800	農具・魚具	32
		田	1,000
		その他	50
		計	2,682

近年交通事情が改善されたので、部落の人々が売買のために町に出かける回数が多くなり(表6, 7), しだいに町の経済圏内に入りつつある。昔よりも現在の方が生活しやすいと答えた部落の人が挙げる主な理由は、わずかであるにせよ、現金収入の道が開けたことである。しかしながら部落の自給・自足的な性格はいぜんとして強い。不作のために米を買わねばならぬとしても、副食は肉類をのぞくほとんど買う必要はない。野菜類果物

類は家庭用に栽培するほか、天然自然の採集に依存するところが大きい。家屋類の材料は購入するけれども、建築作業は近隣・親戚の援助をえておこなう。衣類もズボン、ブラウスをのぞくと自家製品が多い。労働着、パカマ、ふとんや枕の布地は糸を買い、農閑期に娘達が織る。

犁も金属部は町から買ってくるが、木部は家で作り刃部を取り付ける。投網は糸を買って自分で編むほか種々の仕掛籠はすべて自家製である。町のものとして目にとまる品物は、石油ランプ、ラジオ、自転車であり、時計はほとんどが持ち合せず、履物はゴムの草履をのぞくと靴を持つものはまれである。

部落は職業的に等質的であり、貨幣経済の滲透を受けはじめているとはいえ、自給・自足的性格の高い伝統的な稲作農村である。現金収入の道は開かれつつあるが、悪条件下にあるために生産力は低く、生活水準は低い。近辺の村に較べると部落の経済的水準は中位を占める。村の社会構造については

表6 部落外におよぶ日常的行動範囲
(1964年10月、11月)

回数 \ 行先	コーンケー	タープラ	他部落
0	29	15	30
1 ~ 2	17	22	12
3 ~ 4	8	14	5
5 ~ 10	2	6	5
11 以上	2	1	6

表7 行先と目的 (1964年10月、11月)

目的 \ 行先	コーンケー	タープラ	他部落
売買・交換	22	38	11
催物	1	1	1
会合	0	0	2
訪友	1	2	8
訪親戚	3	1	0
病院・保健所	1	1	0
モーラム	0	0	1
レン・サーウ	0	0	2
職業上	1	1	1

タイ村落の一般的性格を反映してきわめてルーズであり、家族やごく狭い範囲の親族集団をのぞくと社会集団らしい集団はみられない。貧富の差はあるとしても、その差はきわめて小さい。部落の人々はすべて仏教徒であり、僧侶は尊敬されている。しかし僧侶が社会的勢力を持つことはなく、社会的勢力の大きい人は最年長者であり、祈禱師である。

3. 土地所有と農地経営規模

ドーン・デーンヶ部落の土地所有に入る前に土地所有の法的形態についてじゃっかんの説明をしておきたい。1954年の法令にしたがうと、土地所有権の獲得にいたるまでには、手続上3段階⁶⁾が認められる。第一はソー・コー・ヌンヶといわれ、単なる管理権にとどまる。これはかつてチャブ・チョーングとよばれた開墾権に相当するものであり、1954年以前にこの権利を認められた者、またその後未開拓地を利用しようとする者は、すべて、その土地が所在する郡役所の土地課にその旨を届け出なければならない。その場合、村長もしくは部落長の承認を添えることが必要である。ソー・コー・ヌンヶとは、この届出を受けた郡当局が郡長の名において発する届出受取書にすぎず、検分のために役人が派遣されることもない。届出人はその土地を管理するのみであって、いかなる法的所有権も持たない。所有権の承認を獲得するためには、

6) sǎkhoo 1, naaso 3 と chà?nòod の3種類

その土地にたいしてノー・ソー・サームの下付を郡役所に願ひ出る必要がある。郡役所は願出を待って役人を現場に遣わし、申請地の検分をさせる。その場合、管理者は申請地が実際に宅地として、また農地として利用しうることを実績をもって示さなければならない。さらに検分後30日間その事を一般に公示したうえ、異議申立がなければ、申請地の利用価値を保証する文書が郡長の名において交付される。ノー・ソー・サームとは、いわば、土地利用価値保証書であり、この証書の保持者は使用権、収益権、また売買・担保などの処分権を認められる。しかし検分にさいして、土地の実測はおこなわれず、境界を標示する石柱も打ち込まれない。したがって、ノー・ソー・サームは暫定的措置としての仮所有権の段階をあらわしている。完全に法的所有権の体裁を整



写真1 洪水後の水田：右上は出小屋

えるためには、チャノードの交付をまたなければならない。これは知事と県の土地局の名において交付されるが、そのためには実測図の作成と境界標示の石柱を設けることが必要である。

これらの点から行政村ドーン・ハンの土地所有の形態をみるならば、完全な所有権を認められているのは屋敷地のみであり、農地はすべて仮所有権の段階にとどまっている。屋敷地には境界を明らかにするためにセメント製の石柱が打ちこまれているが、田畑の境界線は昔からの仕来りによっている。したがって田畑の境界争いは生じやすく、そうした場合、村の古老に相談を依頼したり、調停を求めたりする。仮所有権の保持者はその土地を売買しうが、その面積については昔からの言い伝え、または推測による概算にもとづいている。その他二、三つにくわえるならば、郡役所の農業関係の統計はすべて村人の概算によるものである⁷⁾。以下、国有地、屋敷地、農地所有についてその状況を説明しよう。

(1) 国有地

各部落は一つの聚落からなり、その周囲に農地が広がっているために、部落の居住地の境界は一目瞭然であるが、それ以外の土地をも含めた部落の境界ははなはだ漠然としている。各部落とも一定の地理的範囲をもつことには間違いないが、その領域は居住地と居住者の農地を合

7) 以下、数字は世帯調査による。

せた部分と観念されているにすぎない。したがって部落に所属する共有地はなく、地理的区分の明らかな行政村に国有地があるのみである。

行政村ドーン・ハンには国有地として畑 100ライ、未開拓地 900ライ、墓地 700ライ、沼沢 1,525ライ、合計 3,225ライが存在する。国有地の利用・管理は郡役所と村の委員会の手によだねられている。地代、沼沢の漁業権の売買、収益の利用、またケナフ洗滌水として沼沢を利用すべきかどうかといった問題はすべて委員会の審議を経なければ解決されない。未開拓地 900 ライは村の南端に位置し、どの部落からも遠く離れている。これについては、数年来洪水の被害を最もひどく受けた部落の住民がケナフ畑として使用することを希望し、その旨を郡役所に申し出ている。畑地 100 ライは農地の少ない村の人々に貸与えられており、地代は 1 ライにつき 30 バートである。村内には沼沢が 9 カ所あり、水浴場として、また漁場として利用されている。漁業権、採集権は村のすべての人がもち、直接的な管理維持のためには近くの部落の人々が共同してあたっている。共同墓地については、近隣の部落が 2, 3 集って一つの墓地をもち、火葬場として利用している。

(2) 屋敷地・家屋・米倉

屋敷地を所有する世帯は全体の 90% を占め、所有地を持たないものはわずか 9% にすぎない（表 8 参照）。非所有者の大部分は妻の両親の土地を借りており、夫の両親ないし近隣の土地を借りる例が若干見いだされる。いずれの場合においても地代は無料であって、貸借関係にあるものは 1 例しかない。

世帯番号 No. 41 は 6 年前に結婚し、妻の両親と同居していたが、分かれるときに自分で得た金で家屋を建て、屋敷地にかんしては 3 年間 100 バーツの契約で近くの家から借りている。来年は部落内の土地 0.5 ライを 1,200 バーツで買いとり、家屋をそこに移す予定だという。無料の例をじゃっかんあげるならば、No. 73 は結婚後やはり妻の両親と同居していたが、数年後、独立をのぞみ、夫の母の屋敷地内に 1 時的に小屋を建てて生活している。No. 50 は 8 年前に結婚し、その後 3 年ほど妻の両親と同居したが、現在別に住んでいる。分かれるときに家屋は建ててもらったが、屋敷はなく、妻の母方の従兄弟姉妹の土地を無料で借りている。No. 22 はケナフ工場で働いて生活している。夫婦は工場で知り合い今年結婚したが、夫は部落外の人、妻は部落内の生れである。妻の母は死亡し、父は再婚して隣部落に住んでいる。結婚のときは母の妹夫婦の世話になり、現在もその家の手伝をしている。家屋と屋敷地にかんしては、母の妹夫婦のところに空地がなく、近くの家的小屋と屋敷地を無料で借りている。この家と No. 22 との関係はきわめて情緒的であって、夫が留守のときなどは、ほとんどこの家に出かけ食事を共にしたり、寝泊りすることもある。ただそのかわり、この家のために水汲み、片付けなど家事の手伝をしている。かれらは工場の近くに住めないことはないが、自分の生れた部落に住む方が居心地がよいという。したがって屋敷地がないために生活に困るということはさしてない。

屋敷地は大体0.25ないし1ライほどの規模であり、木柵によって他から区別される。通常、屋敷内には高床式の家屋と穀倉が建てられている。屋敷地はなくとも、すべての人が自己の家屋を所持し、例外は小屋借りをするケナフ工場の労働者1世帯と原野で家鴨を飼って生活する夫婦が存するのみである。家の構造はすべて同様で、数個の部屋と直方形の広間ないし張り出しが設けられ、出入りのため梯子が取り付けられている。台所は広間や張り出しの隅に造られていることが多いが、別棟を主屋に隣設させてあることもある。壁は木製もしくは竹製である。屋敷内には家屋と穀倉が建てられている。両方とも高床式であり、主屋の床下は家畜小屋の代りとなる。家屋の大きさは部屋数によりきまり、2室のもの、3室のもの、6室のもの、9室のものがある。1棟3室を原則とし、増築、移動はきわめて簡単であるから、6室の場合は2棟寄せ造りとなり、9室の場合は3棟寄せ造りとなる。全世帯の約70%は1棟3室もしくは2棟6室の家屋を所有している（表8参照）。こうした家では穀倉を屋敷内に建てるのが普通であり、その割合は全家屋の70%を占める（表8参照）。2部屋造りの家屋は全体の約24%（表8参照）を占め、他のものに較べて造りも貧粗であり、穀倉をとみなわないことが多い。この形式の家屋には婚姻後まだ完全に独立しえない家族が住んでいる。小屋住いの場合もだいたいにおいて同じ状況である。なお部屋数については、柱4本の空間が一部屋とみなされる。したがって1棟3室の場合は廂をつけてベランダ風の張り出しをつけるし、2棟6室の場合は、そのうち3部屋にあたる部分が広間となっており、1棟の室の場合は中央が広間となる。

(3) 農地所有規模

農地には水田、畑地、庭地の三種類がある。水田は聚落の北端からチー川、ラム・フエイの沿りにかけて広がる低地と南端から台地に接続する傾斜地にみられる。低地部はチェンマイ、ピマイ土壤に該当し、粘質性が高いので、ディン・ターム・ニオとよびならわされている。地

表8 農地所有別関連表

農規(単 地模位 所有ライ)	世 帯 数	世帯内分け								水牛		犁		穀倉		屋敷地		家屋		部屋数					
		非 耕 地	自 ・ 貸	自 作	自 ・ 小	小 ・ 自	小 作	そ の 他	非 農	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	小 屋	2 室	3 室	4 室	6 室	9 室
0～2	29	—	—	1	—	—	1	24	3	11	18	11	18	5	24	18	11	27	2	5	18	4	—	2	—
3～9	15	1	—	8	3	2	—	1	—	13	2	13	2	13	2	14	1	15	—	1	7	6	—	1	—
10～19	35	—	—	30	3	1	—	1	—	33	2	34	1	35	—	35	—	35	—	—	4	20	—	10	1
20～29	23	2	1	19	1	—	—	—	—	19	4	23	1	23	—	23	—	23	—	—	1	7	1	14	—
30～39	10	—	2	8	—	—	—	—	—	9	1	10	—	10	—	10	—	10	—	—	—	1	—	9	—
40～49	9	—	1	7	1	—	—	—	—	8	1	9	—	9	—	9	—	9	—	—	—	2	1	5	1
50～59	7	—	1	6	—	—	—	—	—	7	—	7	—	7	—	7	—	7	—	—	—	3	—	4	—
60～69	2	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	2	—	2	—	2	—	2	—	—	—	—	—	2	—
70以上	2	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	2	—	2	—	2	—	2	—	—	—	—	—	2	—
合 計	132	3	5	83	8	3	1	26	3	104	28	110	22	106	22	120	12	130	2	6	30	43	2	49	2

味も肥沃なため、豊作の年には1ライあたり40タンクの収穫があるといわれるが、チー川の氾濫水の被害を蒙りやすく、全滅の年もまれではない。斜面はディン・サーイ・コグとよばれるごとく砂地であり、ローイエット土壌からなる。畑地はコーラート土壌の台地部および低地部の丘陵に発達しており、ケナフや西瓜が主として栽培される。沼沢の岸、ラム・フェイの堤にはタバコや野菜類の栽培がみられるが、これらの土地は恒常的な利用価値のない国有地であって、個人の所有権は認められていない。所有権を認められている野菜園ないし果樹園の所有者は全体の42%を占め、平均所有規模は約1ライである（表9）。

表9 庭地所有規模別面積構成と世帯構成（単位ライ）

所有規模	面積	世帯数
0～0.99	7.50	99
1～1.99	26.00	24
2～2.99	6.00	4
3～3.99	7.00	2
4～4.99	5.00	1
5～5.99	21.00	3
計	72.50	132

表10 庭地経営規模別面積構成と世帯構成（単位ライ）

経営規模	面積	世帯数
0～0.99	0.00	97
1～1.99	31.00	25
2～2.99	27.25	5
3～3.99	8.00	2
4～4.99	7.00	1
5～5.99	5.00	3
計	21.00	132

部落の総農地所有面積は2,556ライであり、そのうち水田の占める割合が最も多く79.1%、畑地14.1%、庭地6.8%を占める。所有者一世帯あたりの平均所有面積は水田19.5ライ、畑地5.2ライ、庭地1.3ライであり、農地全体にかんしては24.8ライである。各種農地所有規模別面積構成と世帯構成は表9、12、14のごとくであるが、おおまかにいって三つの範疇に分けられる。表11のごとく、第1は9ライ以下所有の世帯であり、無所有の者を含めると全世帯の33.3%を占め、その総面積はわずか4.4%である。第2の範疇は10ライから39ライまでであり、これは全世帯の51.5%を占め、その総面積は全体の55.1%である。第3に40ライ以上を所有する世帯は全世帯中の15.2%を占め、総面積は全農地の40.5%を示す。部落内の最高所有面積は76ライにとどまり、100ライ以上にも及ぶ農地所有者はない。所有規模も最高面積にいたるまで連続的であり、その間にいちじるしい断層は認められない。上の3範疇はかならずしも経済的階層意識と合致しない。世帯主調査96世帯のうち「貧困」と答えたものは18人であり、そのうちの9名は第1の範疇に、他の9名は第2の範疇に属する。残りの78名は「貧しくもなく、裕福でもない」と答えているが、そのうち第1の範疇に属するもの15名、第2

表11 農地所有規模別・面積構成と世帯構成（面積単位ライ）

所有規模	面積構成	世帯構成
0～9	101.5 (4.4%)	44 (33.3%)
10～39	1,408.5 (55.1%)	68 (51.5%)
40～76	1,046.0 (40.1%)	20 (15.2%)
計	2,556.0 (100.0%)	132 (100.0%)

が47名、第3が16名となる。これに反して、農地所有規模と家屋の部室数ならびに世帯員数との間には一般的傾向がみいだされ、ことに第1と第2の範疇との間にひらきがある（表8）。すなわち、第1の範疇に属する者の大部分は1棟2部屋ないし小屋に居住することが多く、平均世帯員数は4.7人である。第2の範疇の場合は、1棟3室を所有するものと2棟6室を所有するものとの割合が相半ばしている。そして平均世帯員数も4.7人から6.7人と増加する。第3の範疇にある者はほとんどすべてが2棟6室の家屋を所有し、1棟3室の構造は少ない。そして平均世帯員数は7.4人を示し、わずかながら上昇している。したがって農地所有規模は経済的階層意識というよりも、家屋の部屋数や世帯員数と関連しているようにおもわれる。

(4) 農地経営規模

部落の全世帯数は132、農家世帯数は126である。総農家数126世帯のうち、水田および畑地を経営するもの100世帯、水田のみを経営するもの2世帯、畑地のみを経営するもの7世帯がある。他の17世帯は農地を所有せず、経営面積もあきらかでない農業従事者である。この農家世帯が後述する親族共同体的農業従事者の主な部分⁸⁾を構成している。

農家総数126世帯の平均経営規模は約19ライであり、表10、13、15からうかがえるように水田、畑地、庭地の経営規模と表9、12、14における所有規模との間に大きな差はみられない。いま農地全種類について経営規模を3段階に分け、その面積構成と世帯構成を示すと表16のごとくである。すなわち9ライ以下を経営する世帯は、経営面積の不明な世帯と非経営世帯をも含めて、全体の29.5%、その経営面積は全体の41%を占める。10ライから39ライを経営する農家は全世帯の58.3%、その面積は61.2%を示す。40ライ以上の経営者は全世帯の13.2%、その面積は全経営面積の33.9%を占める。これを前述の所有面積規模に比較するならば、経営規模の場合は、面積構成、世帯構成ともわずかながら第1、第3の範疇から第2の範疇への移行が

表12 水田所有規模別、面積構成と世帯構成（単位ライ）

所有規模	面積	世帯数
0 ～ 2	2.00	31
3 ～ 9	173.50	26
10 ～ 19	542.50	37
20 ～ 29	324.00	14
30 ～ 39	431.00	13
40 ～ 49	168.00	4
50 ～ 59	312.00	6
60 ～ 69	69.00	1
計	2,022.00	132

表13 水田経営規模別面積構成と世帯構成（単位ライ）

経営規模	面積	世帯数
0 ～ 2	2.00	26
3 ～ 9	192.50	29
10 ～ 19	595.00	41
20 ～ 29	388.00	17
30 ～ 39	334.00	10
40 ～ 49	126.00	3
50 ～ 59	317.00	6
計	1,952.50	132

8) その他に農地の一部を委任されている場合がある。

農地所有と家族の諸形態

表14 畑地所有規模別面積構成と世帯構成（単位ライ）

所有規模	面積	世帯数
0 ～ 1.9	21.50	62
2 ～ 3.9	53.00	22
4 ～ 5.9	86.00	18
6 ～ 7.9	77.00	12
8 ～ 9.9	24.00	3
10 ～ 11.9	51.00	5
12 ～ 13.9	61.00	5
14 ～ 15.9	30.00	2
16 ～ 17.9	16.00	1
18 ～ 19.9	0.00	0
20 以上	42.00	2
計	461.50	132

表15 畑地経営面積別面積構成と世帯構成（単位ライ）

経営規模	面積	世帯数
0 ～ 1.9	17.00	45
2 ～ 3.9	78.00	32
4 ～ 5.9	107.00	24
6 ～ 7.9	85.50	13
8 ～ 9.9	32.50	4
10 ～ 11.9	61.00	6
12 ～ 13.9	48.00	4
14 ～ 15.9	30.00	2
16 ～ 17.9	16.00	1
18 ～ 19.9	0.00	0
20 以上	22.00	1
計	497.00	132

みられる。しかしその差は大きくない。

上のような所有規模と経営規模の対比は、農地の貸借関係が少ないこと、したがって自作農の多いことを物語っている。この点を明確にするために、自・小作別面積構成と農家形態について眺めよう。部落内には8軒の農地貸手があり、そのうち5軒は部落内の他

表16 農地経営規模別面積構成と世帯構成（面積単位ライ）

経営規模	面積構成	世帯構成
0 ～ 9	108 (4.10%)	39 (29.5%)
10 ～ 39	1,567 (61.2%)	77 (58.3%)
40 ～ 69	849 (33.9%)	16 (13.2%)
計	2,524 (100.0%)	132 (100.0%)

の人に合計145ライを貸し出し、3軒は他部落の者に合計67ライを貸し出しているから、この部落の貸出し面積は212ライ存在する。その面積は全農地所有面積2,556ライの8.4%にすぎない。他方、部落内居住農家の借地面積についてみると、部落内の5軒から145ライを借り受ける農家があるほか、部落外の者から12ライ、村の共有地から35ライを借りる農家がある。したがって小作地面積は合計180ライとなり、全農地経営面積の7.1%を占めるにとどまる。

小作地の貸借関係については、水田の場合と畑地の場合とでは差が認められる。畑地にかんしては共有地の地代にならい、1ライあたり30パーツとすることが多く、刈り分け制はみられない。ただし親類関係にある場合はじやっかん安く、また無代の例もみられる。郡役所の統計にしたがうとケナフの1ライあたりの収量は145キロである。キロあたりの売値が1パーツと見積っても、売上げは145パーツとなり、したがって畑地の地代は刈り分け制よりも有利である。水田の場合は刈り分け制よりも有利である。水田の場合は畑地と異なり、刈り分け制が多い。借手が自作地を持たぬ場合は、ふつう地主が水牛を調達し、小作人に無料で貸し与える。

借手が自作地を持つ場合には、収穫高の10%分を水牛代として小作人に与え、残部を両者で折半する場合もある。そうした考慮なしに収穫を半分にわかちあう場合もある。

すでにのべたごとく小作地面積は180ライであるから、自作地面積は2,344ライとなり、それは経営総面積の92.9%を示すにいたる。自小作別農家形態は表18のごとく、自作農83世帯であって最も多く、農家総数126の66.5%を占め、その他、自作貸出5世帯、自小作8世帯、小自作3世帯、小作はただ一例あるのみである。部落には不在地主は存在せず、3軒の非耕作地主がみられる。そのうち1軒は校長を務め、1軒は以前小学校の先生であり、最後の1軒は女1人住いであり、いずれも所有面積は29ライ以下である。

上の自小作別農家構成によると、その他の占める割合が比較的高く、20.5%を示し、自作農家67.5%についている。これらの世帯は原則として土地を所有せず、ふつう妻の両親が所持する田・畑で働き生計をたてている。そういった意味において経済的に親の家族に依存する半独立的家族であり、親族共同体の一部として農業に従事している世帯である。この親族共同体的農業従事者は、表8から明らかなごとく、自己の家屋を所有しているが、その構造は粗末で1棟2室のものが多く、なかには屋敷地を持たぬ世帯もみいだされる。そして、これらの世帯はほとんどが穀倉を備えておらず、親の家と共に使用している場合が多い。また水牛や犁さえ所有せぬ農家もここに述べたような農業従事者世帯にみいだされる。

4. 親族共同体的農業従事者世帯

以上分析してきたごとく、小作農家の数はほとんど皆無であり、小作地比率も7.1%を占めるにすぎない。これに反して自作地比率は92.9%を占め、自作農家は全農家126世帯中84世帯(67.5%)におよんでいる。しかしながら、自小作別農家形態において自作農家数が圧倒的多数を占めないのは親族共同体的農業従事者世帯が存在するためである。つぎに部落の家族・親族集団の類型を明確にし、この親族共同体的農業従事者世帯が家族の輪廻においていかにして生じてくるかを説明し、その実態を明らかにしたい。まず婚姻後の居住形式からのべよう。

(1) 妻方居住制

この部落における初婚年令は男23.3才女19.5才である。⁹⁾ 男子は小学校卒業後2,3年間見習

9) 部落内に現在生存している初婚夫婦123組の平均である。

表17 自小作別面積構成(単位ライ)

地 種	面 積
自 作 地	2,344 (92.9%)
小 作 地	180 (7.1%)
合 計	2,424 (100.0%)

表18 自小作別農家構成

農 家 形 態	世 帯 数
自作・貸出	5 (3.8%)
自 作	83 (66.5%)
自 小 作	8 (6.2%)
小 自 作	3 (2.3%)
小 作	1 (0.7%)
そ の 他	26 (20.5%)
合 計	126 (100.0%)

僧として寺に在住することをのぞいて、だいたい家において水牛の放牧を主な仕事としている。20才に到達すると得度式を行い、僧侶としてしばらく仏門に入るが、2,3年して還俗するとすぐ将来を定め、配偶者の選択に出かける。女子は幼ない頃から家事、農事の手伝を始め、ケナフの皮むき、マット編み、機織などの仕事をして結婚するまでの日々を過ごす。単調な生活に色彩を与えるのは方々で催される寺院の縁日であって、村人ばかりでなく青年男女の交際の場となっている。こうした機会に知り合った娘の家に男達が訪れるが、この習わしをレン・サーウとよんでいる。男子は17,8才に達した頃からレン・サーウに出かけるが、実際に結婚を対象として行うのはやはり僧侶としての修養をすませてからである。レン・サーウには、はじめは男子3,4人が連れ立って娘の家に夜訪れるが、しだいに気の合った者同志が結ばれるようになる。

配偶者の選択はなによりも若者当事者間の問題であって、両親は子供の選択に承諾を与えるのみである。98の世帯主調査のうち83人は「将来の配偶者は子供に探させる」と答え、10人は「親が決める」と答え、他の5人は解答がなかった。選択の基準は、女子の場合、なによりも「善良な人」「酒や博打に耽けらぬこと」をあげ、家庭の条件として「田・畑が多く、勤勉な家族であること」をあげ、年齢は5才位年上の男子となっている。

男子は意中の女友達ができると、そのことを両親に告げる。親族一同が集まり相談した後、仲人を立て、娘の家族を説得するために足を運ぶ。この習慣はコー・サーウといわれるが、安居期が終ると多くなる。他方、娘の方ではまず母親に告げ、父親その他近い親族が集まり相手の家族などについて相談し、コー・サーウの日を待つ。その際に、シン・ソードといい結納金のかけひきが行われる。その額は普通300パーツから2,000パーツまでの変差があるが、平均1,000パーツ位である。シン・ソードはコー・サーウの日の一部を娘の両親に渡し、結婚式の日に残額を渡す。



写真2 ケナフの乾燥場：1束80キロ位

コー・サーウから結婚式の日までは短かく、約半月ほどであり、吉日を選んで結婚式が挙げられる。式は娘の家で行われる。当日は早朝、男の家で出だめの式が行われ、親類や近所の人々が集まり祝金をおいていく。それが終ると、男は両親、近い親類、友人にともなわれて娘の家に赴く。支

度はきわめて簡素であり、身廻品を入れたスーツ・ケースと寝具類のみである。娘の家に到着すると、シン・ソードの引き渡しをすませ、式に入る。式には祈禱師を招き、魂の強化を主とする儀礼を行う。その後、集った親類縁者が新郎・新婦の腕に糸を巻きつけ、祝福し、いくらかの金を手にのせる。まず女方の親類が祝福し、ついで男方にうつる。贈物の金額は最高10パーツ、普通1パーツか2パーツである。集った金は合せて新郎新婦のものとなるが、この金はシン・ソムトップといわれる。祝福が終ると新婦は衣類、寝具などを新郎方の両親と近い親戚に贈り敬意を表わす。最後に一同食事をともにし、それぞれ帰宅する。

新郎は式後当分の間、妻の両親と共に生活する。世帯主調査によると「婚姻後2,3年間、夫は妻の両親と共に暮し、農事を助けるべきである」と答えたものが93名あり、解答なし2名、調査不能3名となる。一時的にせよ、妻方居住制が習慣となっていることが知られる。夫は妻の両親と同居している間、奉仕に勤め、なにごとにおいても控目な態度を示す。世帯主調査98例のうち78名は「新郎はつねに妻の両親にたいして遠慮がちであり、意を用いなければならない」ことに同意しており、6名は「そうかもしれぬ」と答え、10名は否定している。その

表19 通 婚 圏

男 \ 女		部落	郡 内 他 村					他 県					合 計
		ドーン・デーン・グ	ドーン・ハン	タープラ	プララ	ナイ・ムアング	ムアング・ガウ	マハーサーラカム	ローイ・エット	サコーンナコーン	チャヤプム	チュムペー	
部落 郡内 他村	ドーン・デーン・グ	60	7				1						68
	ドーン・ハン	22	1										23
	タープラ	16											16
	プララ	1											1
	ナイ・ムアング	1											1
	ムアング・ガウ												0
他 県	マハーサーラカム	8			1								9
	ローイ・エット	1											1
	サコーンナコーン	1											1
	チャヤプム	2											2
	チュムペー	1											1
	合 計	113	8	0	1	0	1	0	0	0	0	0	123

他解答なしが1名、調査不能が3名となっている。同居数年後、夫婦は両親の側に居を構える。ただし、夫の生家の近くに住む場合もあれば、他のところに出ることもある。

妻方居住制は通婚圏にも表われている。部落内に現在生存する初婚の夫婦123例についてその通婚範囲をみると表21のごとくである。部落内婚が60例あり、全婚姻件数の49%を占める。部落をこえる通婚範囲は同村とその西隣の村タープラ、および他県内ではあるが東隣にあるゴースム郡内にとどまり、この範囲における件数は115組であり、全件数の93.5%を示す。そしてそれ以外の地域は非常に少ない。男女別に通婚表をみると、部落外の男53人が部落の女と婚姻を結んでいるが、これに反して部落外の女と結婚している部落内の男は8人にすぎない。したがって部落内にとどまるのは女達であり、婚姻により入村する者は男の方が圧倒的に多い。なお部落外で結婚し、婚姻後部落にきた例は2組あるにすぎない。

(2) 家族・親族集団

家族形態に影響をおよぼすものとしては、いま述べた妻方居住制のほかに老後の扶養の問題が残る。一般的な習わしにしたがうと、末の娘夫婦が両親の世話をする。もっとも娘のない場合は息子がこの役割を果たし、また性格の差異、婚姻の時期などの考慮が入るために、必ずしも末の娘とはかぎらない。世帯主調査によると、98名中61名は「末娘」、28名は「娘のうち1人」、1名は「長女」、3名は「子供のうち1人」が両親の世話をみると答え、息子より娘の割合が、他の娘よりは末娘の割合が多い。残りの4名については、解答なしが1名、調査不能が3名となっている。

これら2つの習慣が存するため、成員が3世代にわたる家族形態がしばしばみられる。部落内には132の家屋があり、それぞれの家屋には世帯を異にする一家族が住む。家族の世代構成は表22のごとくである。全家族132軒のうち、3世代家族は33軒あり、全体の25%を占める。これにたいして2世代家族は95軒であり、全体の72%を示す。残り4家族の内わけは4世代家族が2軒、1人1世帯が1軒、兄弟2人からなる世帯が1軒となっている。家族員数にかんしては2世代家族においては5人が最も多く、3世代家族では7人が最も多い。親族構成の点についてみると、親と未婚の子供からなる形態とその変形が94家族あり全体の71%をしめ、子供

表20 世代構成・構成員別世帯数

世帯員数 世代	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	計
1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
2	—	6	9	14	22	17	9	7	5	3	2	—	1	95
3	—	—	1	2	3	5	9	3	2	3	5	—	—	33
4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1	2
計	1	7	10	16	25	22	18	10	7	6	8	0	2	132

夫婦を含む形態とその変形は38家族あり、全体の29%をしめす。したがって、この部落においては親と未婚の子供からなる2世代家族は子供夫婦を含む3世代家族よりも圧倒的に多い。

しかし上述の形態分類は家族の特殊形態を考慮していないために、この部落の実状にそぐわない。部落の農家126軒のうち81軒は「生産と消費の共同体」としての家族であり、他の45軒はだいたいにおいてそれぞれ世帯を異にしながら「生産面における共同関係」を軸として19の親族集団を構成している。この親族集団を家族の特殊形態とみなし、部落の家族形態を親族構成にもとづいて分類すると表19のごとくである。この表にしたがえば、核家族の例は48戸、¹⁰⁾ 拡大家族の例は52戸を示し、その割合はほぼ同じとなり、核家族の数的支配性は認められない。拡大家族についてはさらに6つの基本的類型が存する。以下、これらの類型について説明しよう(図3)。

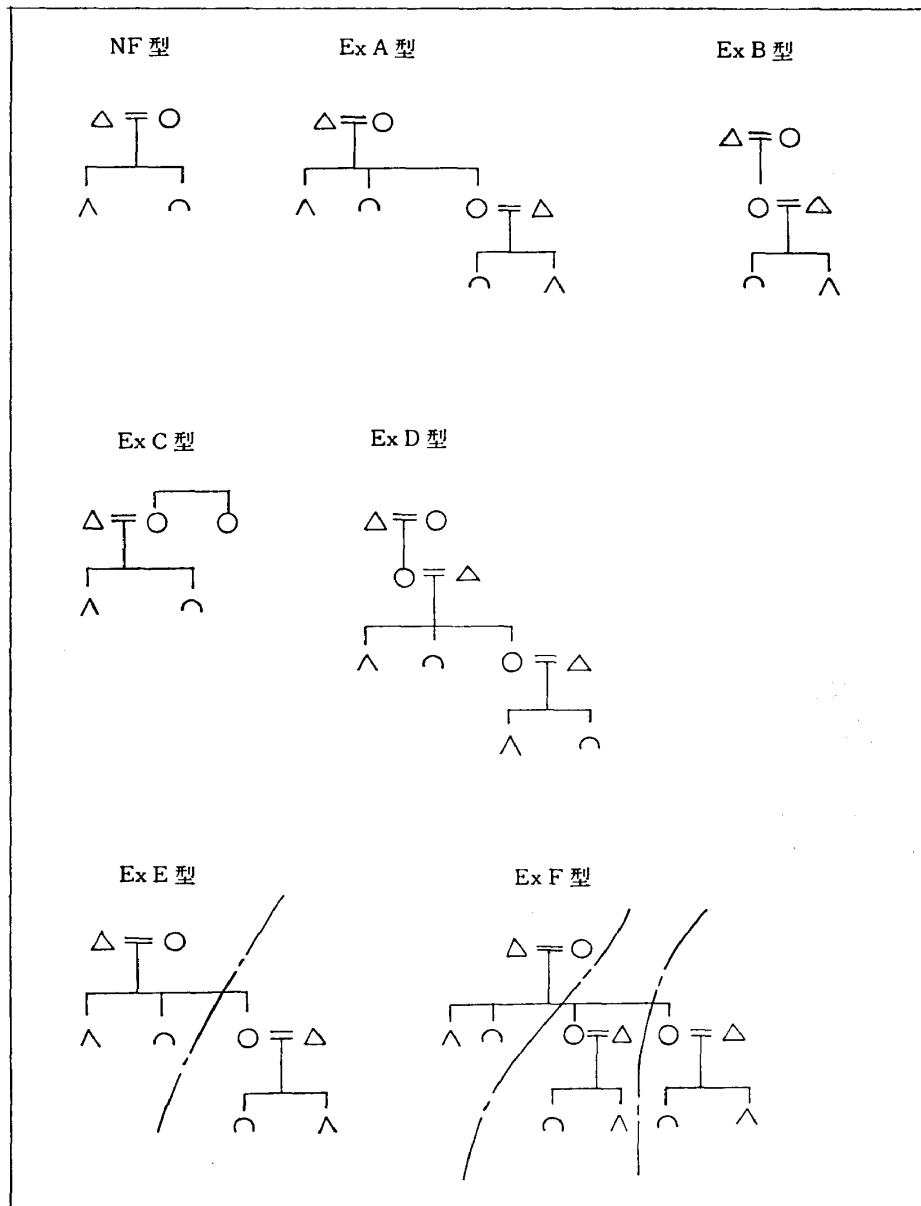
(1) 両親と未婚の子供からなる核家族(NF型)はその変形をも含めて48例あり、世帯主の平均年令は42.2才である。(2) 拡大家族ExA型は両親と未婚の子供、ならびに子供夫婦1組とその子供からなり、その変形をも含めて16例ある。そのうち娘夫婦をもつ家族は13例みられるが、息子夫婦をもつ家族は3例にすぎない。世帯主の年令は55.9才である。(3) 拡大家族ExB型は両親ならびに1組の子供夫婦とその子供からなり、その変形をも含めると12の例がある。12例とも娘夫婦をもち、息子夫婦の例はない。最年長者の平均年令は68.6才である。(4) 拡大家族ExC型は両親と未婚の子供からなる家族であるが、妻の兄弟姉妹を含む。その例は3家族にすぎず、ExAにおいて両親が早く死亡したために、末の子供が未婚のまま姉夫婦の家族と同居している形態である。最年長者の平均年令は32.3才である。(5) 拡大家族ExD型はExC型と対称的である。すなわちExB型においてその両親が長生きしたために、孫娘の夫婦1組がみいだされる形態である。世帯主の平均年令は73.5才を示し、この家族の例はわずか2例にすぎない。以上のことから、この部落の家族には3つの基本的形態がみいだされる。すなわち上記のNF型、ExA型、ExB型である。そしてこの3形態を動的にみ、比喩的表現をするならば、ExA型の家族は自己の胎内に新しい「子供夫婦」を孕みながら、順次その集団を放出する。そしてこうした壮年期を経て、自らは老年期に入り、ExB型の家族へ移行する。他方、放出された「夫婦家族」はしだいに両親の家族か

表21 家族の諸形態

	形 態	例 数	世帯主の 平均年令
一世帯 一 家 族	NF	48	42.2
	ExA	16	55.9
	ExB	12	68.6
	ExC	3	32.3
	ExD	2	73.5
特殊 形 態	ExE	8	51.5
	ExF	11	58.3

10) ここにいう拡大家族は G. P. Murdock が Social Structure of Southeast Asia で使った用法とはことなり、系譜集団を指していない。

図3 家族形態



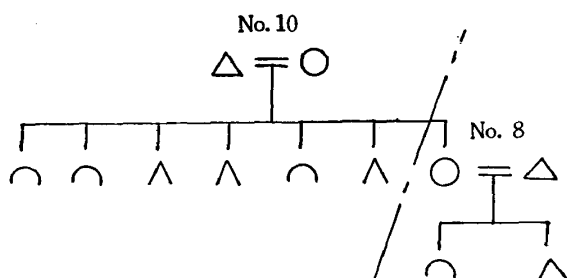
ら独立の過程を歩み、NF型の家族へと発展していき、さらにはExA型に発展し、ExB型へと老化していく。したがって、基本的3形態はそれぞれ無関係な別個の存在として併存しているものではなく、元来夫婦を中心とする家族が婚姻の風習や老後扶養の風習と関連しながら、成長発展・放出・分岐・老化の現象をくりかえすところに発現する形態とみなすことができる。そしてこのことは世帯主の平均年齢を比べても納得しうる。

さきにのべた家族の特殊形態としての親族集団は、上記のごとき家族の輪廻において、ExA型からNF型を放出する過程において生じるものである。「夫婦家族」が「親の家族」から分岐する場合、まず世帯が分かれるが、生産面、すなわち農地にかんしては当分の間後者の統

御を蒙る。そして子供の「夫婦家族」は貼戸として「親の家族」正戸¹¹⁾に付随する。ここにいう貼戸の世帯が前述の親族共同体的農業従事者とよんだ世帯にはかならない。そして貼戸が生産面において正戸から分離するとき完全に独立したNF型の家族が生れる。いま正戸と貼戸からなる親族集団を親族構成にもとづいて分類するならば、つぎのごとくである(図3)。(1) ExE型の親族集団は前述の ExA 型と同じ親族の範囲である。この型の例は8例あり、正戸8軒にそれぞれ1軒の貼戸が付随している。内に含む子供夫婦はすべて1組の娘夫婦であり、正戸の世帯主の平均年齢は51.5才である。(2) ExF 型の親族集団は ExE 型と根本的な差異はないが、2組以上の子供夫婦を含む点においてことなる。子供夫婦の数は26組あり、娘夫婦が22組にたいして、息子夫婦はわずか4組にすぎない。ExF 型の親族集団の例は11あり、正戸11に貼戸18が付随している。したがって正戸は1組の子供夫婦を含む場合もあり、また反対に子供夫婦を全く含まない場合もある。正戸の世帯主の平均年齢は58.3才である。以下、正戸と貼戸の関係を示すためにじゃっかんの例を挙げよう。

(3) 正戸と貼戸

図4 第1例



この親族集団は ExE 型に属し、正戸 (No. 10) の世帯主53才が水田12ライと畑地3ライ、庭地0.25ライを所有している。貼戸 (No. 8) の世帯主は26才であり、5年前に No. 10 の娘を娶り、妻の両親の家に3年間同共した。1子をもうけた後昨年1964年に親の家屋から分岐した。婚姻後、分岐後の年数もあさく、貼

戸の独立性は低い。分岐に際しては、妻の両親から1棟2部屋の家屋を貰い受けたのみである。屋敷地については、世帯主が同居中に畜産試験場で働いていたために、その収入金を蓄めて買った。田畑はまだ分割されず、穀倉も水牛も所持していない。したがって両親の監督のもとに、その田畑で働いている。収穫については、水田の場合は米を折半し、畑の場合は売上げ金を折半する。米が不作の場合は、正戸、貼戸とも、それぞれが調達する。

第2の例においては貼戸はまだ正戸に付随しているが、自己の力でも独立への歩みを努めている。この例は ExE 型に属し、正戸の世帯主 (No. 18) 54才が田20ライと畑地7ライを所有している。貼戸 (No. 14) の世帯主は35才であり、10年前 (1945年) に結婚し、3年間妻の両親と同居した。1子をもうけた後、1948年に分岐した。婚姻後10年、分岐後7年目ともなれば自己の力も少しずつ出てくる。分岐にさいしては、妻の両親が屋敷のそばに小屋を建て与え、

11) 元代中国兵制上の単位として奥魯があったが、これは正軍戸と貼軍戸から構成されており、正軍戸からは軍役に服する軍人を出させ、それに従属する貼戸軍にその正戸にその軍人の軍事費および生活費を負担させた。岩村忍教授は「元朝奥魯考」『北亜細亜学報』においてその由来をとかれている。ここではその文字を借用して、正戸と貼戸と名づけた。

水牛一頭をも与えた。その後1年して、自分で1棟3部屋の家屋と屋敷地を買った。水牛一頭はその代金のたしにした。結婚後6年目には畑2ライを1,200パーツで買い、米倉も自分で建てるにいたっている。今は水牛も犁もないので、両親のものをを使う。田畑はまだ分割されておら

図5 第2例

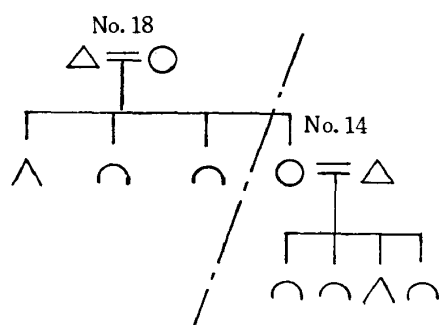
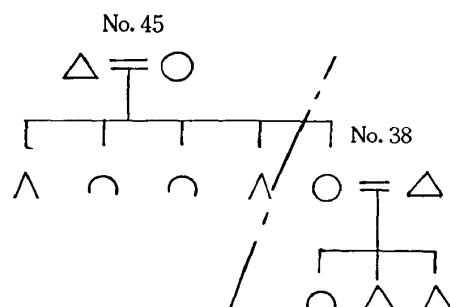


図6 第3例

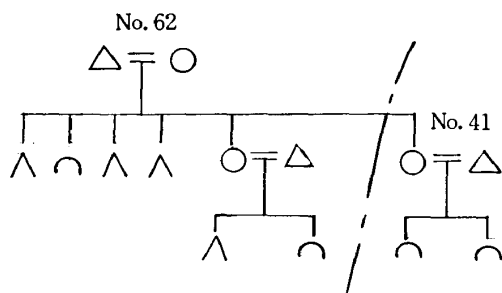


ず、妻の両親の田畑で作業し、その収益は第1例と同じく折半する。そして不作の年は、それぞれ自分で米を調達する。昨年、正戸は水田12ライを4,000パーツで買った。これは将来貼戸に分けあたえる分として所有している。その代金はケナフの売上げ金をあてたから、その年は残額を両者で折半した。

第3の例においては、正戸がすでに貼戸にたいして責任を持たせている。この例も ExE 型に属し、正戸の世帯主55才が田37ライと庭地3ライを所有している。貼戸の世帯主39才は6年前に結婚し、あしかけ2年妻の両親と同居したが、1959年に分岐した。そのとき妻の両親から1棟3室の家と屋敷地をもらいうけた。今は水牛も犁もあり、穀倉も建てるにおよんでいる。田畑についてはまだ分割されていないが、将来譲渡されるべき農地もきまっており、その土地の耕作を完全に委かされている。したがって貼戸はその土地を経営して生計をたててお

り、実質的には自作農に近く、またほとんど正戸から独立しているか、まだ妻の両親が農地の所有権を掌握している。畑地1.5ライは昨年貼戸自身買ったものである。

図7 第4例

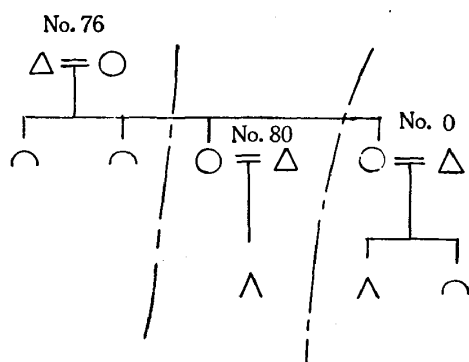


第4例は ExF 型に属する。この例は貼戸 No. 41 が水田4ライと畑地2ライを委かされている点において類似している。貼戸の世帯主は29才であり、結婚後4年間妻の両親と同居し、今の家屋に分出して2年になる。しかしこの例が前例と異っているのは、正戸 No. 62 はもう1人の娘夫婦をもつ点である。この娘は No. 41 とほとんど同時に結婚したが、

まだ分岐せず親と同居している。

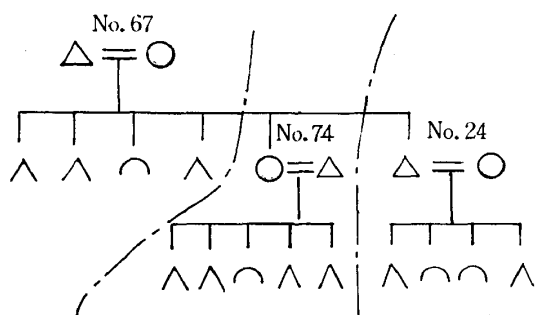
第5の例はやはり2組の娘夫婦をもち、ExF型に属する。しかしこの場合はそれぞれ別の家屋に住み2つの貼戸 No. 0, No. 80 として正戸 No. 76 に付随している。正戸 No. 76 の世帯主は56才であり、水田36ライと畑地20ライを所有している。かれには娘が4人あり、長女は4年前1960年に結婚し、現在 No. 80 に住む。次女は長女よりも早く1958年に結婚し、現在 No. 0 に

図8 第5例



住んでいる。次女は婚姻後3年間両親と同居したが、長女が結婚したので1960年に分出した。分出にさいしては家屋と屋敷地を貰い受けた。水牛も田畑もなく犁もない。穀倉は正戸のものを利用している。田畑はまだ分割されていないので、正戸の田畑で働いている。収穫した米は倉に入れ、必要に応じて取りに行く。ケナフの収益にかんしてはいく分かの分前を売上げ金のなかから貰うけるが、昨年は不作だったため、全部米代にあててしまった。こうして購入した米についても必要に応じて取りに行くことになっている。したがってこの場合は、折半といっても互いに分かち合うのであるから、その割合は不明瞭である。生産の共同のみならず消費の共同がみられる。上にのべたことはすべて貼戸No. 80についても同様である。さらに正戸に属する水牛と牛は3世帯全戸の共有財産と考えられている。ここで2軒の貼戸の差異にふれるならば、No. 80の妻はNo. 0の妻の姉にあたるけれども、後から結婚したこともあって、No. 80の方が農事作業により一層専念して正戸に奉仕している。これに反してNo. 0の方は妻がときどき手伝いに行くのみである。その夫は分岐後、家畜仲買人として努力し、その利益を元にして小間物店を開くにいたっている。そのほか昨年は正戸を含める他の2家族との共同出費によって小さな精米所を村で開いていた。したがってNo. 0は正戸に付随しながらも、自己の力でも独立の道を歩みつつある。

図9 第6例



第6の例は前例と同じく2軒の貼戸が正戸に付随している。異なる点は1軒（No. 24）は息子夫婦であり、他の1軒（No. 74）は娘夫婦である。正戸の世帯主は59才であり、農地所有面積も大きく、水田55ライ、畑地8ライを所有している。息子は部落の娘と結婚したが、娘の両親の家には田畑が少ない。したがって、結婚当初は妻の田畑で働いていたが、現在は自分の両親の水田で働いている。しかし畑地にかんしては、妻の両親から委せられている0.5ライと借地3ライを経営するのみである。これにたいして娘夫婦である貼戸No. 74は正戸の水田と畑地で働き、その他日常生活面においての果す役割はNo. 24よりも大きい。No. 74の世帯主は38才であり、16年前に結婚し、昨年分岐した。分かれるにさいしては1棟3室の家屋と屋敷地を貰い受けたほか水牛2頭と牛6頭をも譲りうけた。これら家畜の放牧は自分達でおこなうが、夜は正戸の床下に繋ぎ留めておく。田畑はまだ



写真3 2棟の家屋：張出し付き

分割されず、穀倉もない。収穫した稲は正戸の穀倉に蓄えておき、必要な場合に取りに行くことは前例と同じである。貼戸No.24も同じ形式をとっている。畑地にかんしてはケナフの売上げ金の分前を貰うが、昨年はすべて米代にあて、購入した米は正戸の倉に入れている。田畑からの収益を共同の目的のために費すこと

は例2と同様である。上に述べたごとく、貼戸No.24は水田を通じてのみその生産を正戸と共同にしており、貼戸No.74は水田と畑を通じてその生産を正戸と共同にしている。そして息子夫婦よりも娘夫婦の方が正戸とより密接な関係をもっている。

(4) 水田の相続・分割譲渡

以上、正戸と貼戸の関係について6例を示した。しかし兄弟姉妹のうち誰が最後まで両親とどまり、誰が分岐するのかといった問題に関連して農地ことに水田の相続・分割譲渡の実状が問題となる。水田の相続・分割については、部落の人がはっきりとした意識をもっているわけではない。意見調査にしたがうと「慣習によると水田は男の子よりも女の子により多く与えられる」と答えたものは44名、「そうではなく男女とも平等である」と答えたものが47名あり、相半ばしている。残る8名は解答なしと調査不能になっている。ただ平等と答えたものの

表22 農地所有規模別・面積構成と世帯構成（単位ライ）

所有規模	面積	世帯数
0 ～ 2	9.00	29
3 ～ 9	92.50	15
10 ～ 19	511.50	35
20 ～ 29	547.75	23
30 ～ 39	349.25	10
40 ～ 49	398.50	9
50 ～ 59	377.50	7
60 ～ 69	124.00	2
70 ～ 76	146.00	2
計	2,556.00	132

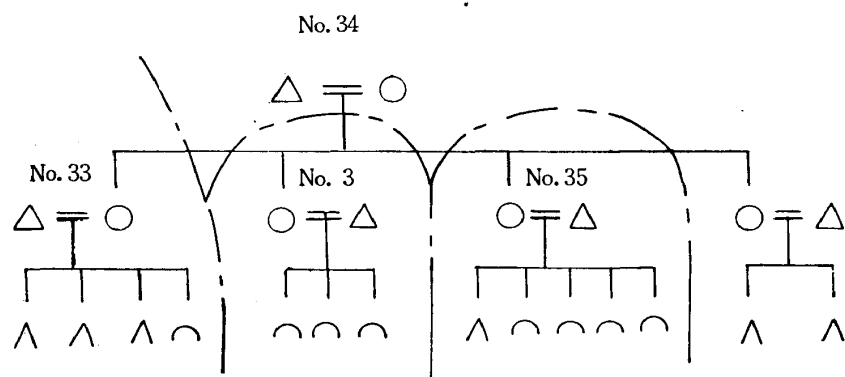
表23 農地経営規模別面積構成と世帯構成（単位ライ）

経営規模	面積	世帯数
0 ～ 2	5.00	23
3 ～ 9	103.00	16
10 ～ 19	609.50	41
20 ～ 29	585.50	25
30 ～ 39	372.00	11
40 ～ 49	312.50	7
50 ～ 59	269.50	5
60 ～ 69	267.00	4
計	2,524.00	132

うちには、昔は前者であったとか、今は変りつつあるのでわからぬという注釈がみいだされる。意見調査のみでは明らかでないので以下実例をじゃっかん挙げよう。

現在 No. 35 には両親と末娘夫婦とその子供が生活している。この娘には姉が 3 人いる。最年長の姉は 1944 年に、2 番目の姉は 1948 年に、3 番目の姉は 1952 年に順次結婚し、しばらく両親

図10 第 1 例

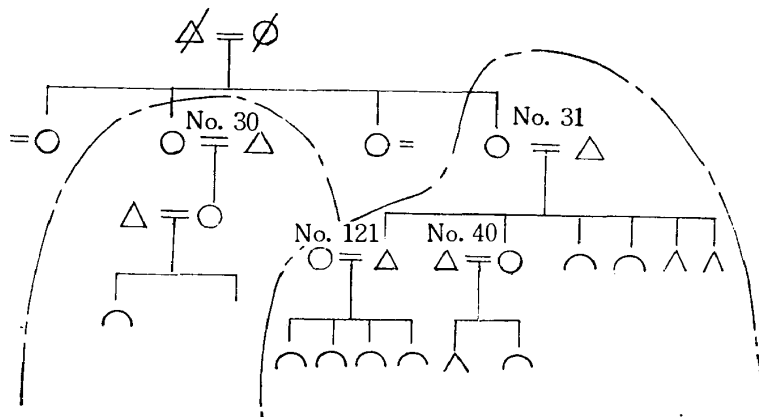


とともに同居していた。そしてそれぞれ妹が結婚したときに分岐し、両親の家の側に居を構えた。最年長の姉は結婚後 7 年して水田 15 ライを譲り受け、他に畑 4 ライを自分で買い、その農地を営んでいる。2 番目の姉は結婚後 5 年して水田

10.5 ライを貰い、他に畑 5.5 ライを自分で買った。3 番目の姉は結婚後 2 年して水田 14 ライを譲りうけた。末娘は両親の分と自己の分前を合せて 25 ライの農地を家・屋敷とともに相続する。この例では娘達はだいたい同じ大きさの水田を貰うけ、末の娘は両親の分も相続するので他の娘よりも多くなっている。

第 2 の例においては、娘達はすべて水田の分け前にあづかったが、そのうち他村に出た娘の水田は他の娘が買いあげたので、差異が大きくなっている。現在 No. 31 に住む妻の両親は 4 人

図11 第 2 例



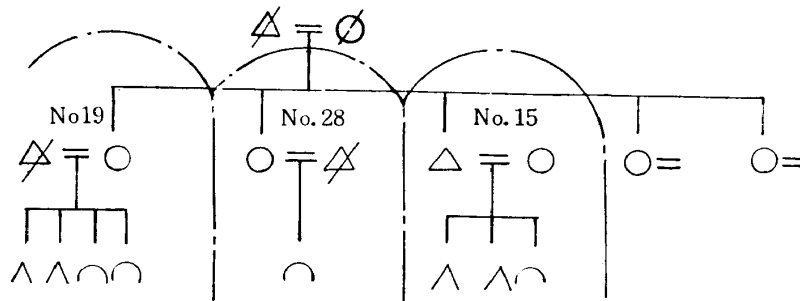
の娘をもっていた。娘達は前例のごとく、順次結婚して分出し、末の娘が両親とともに最後まで同居した。したがって家・屋敷は末娘が相続した。水田にかんしては、現在 No. 30 に住む娘夫婦が 20 ライを結婚後 20 年して貰い受け、末娘の夫婦も同じく 20 ライを相続した。他の 2 人の姉は合

せて 22 ライを譲り受けたが、離村するにあたって末娘に売り渡した。したがって No. 31 は現在 42 ライを所有し、娘夫婦と息子夫婦の貼戸 2 軒とともに耕作している。

第 3 の例においては、兄弟姉妹間において水田の売買がおこなわれることは前例と同じである。この例においては男女にかかわらず、結婚後も部落内にとどまり、両親の近くに居を構え

た者は、外に出る者よりも多少大くの水田を譲り受けている。現在 No. 19, No. 28, No. 15はともに隣を接して家屋を構えている。両親が早く死亡し、また農地も少なかったために、No.

図12 第 3 例

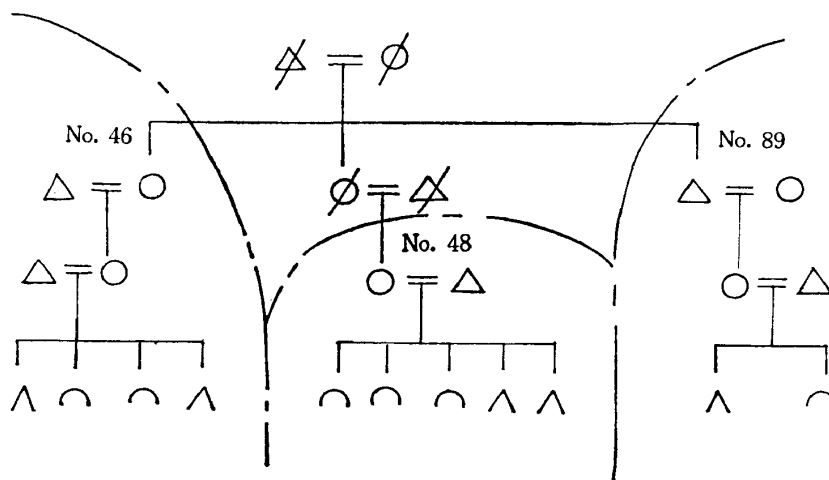


19の姉夫婦は水牛1頭を分前として貰い、農地は下の兄弟姉妹に残した。妹のNo. 28と弟のNo. 15はともに部落内にとどまったので水田を4ライずつ相続した。他の妹2人は結婚後離村したので、それぞれ水田2ライの分前にあづか

ったのみである。離村にさいしてはNo. 15の弟がその土地を買ったので、No. 15は現在8ライの水田を耕作している。

第4の例においては、娘は水田を受け継ぎ、男は家畜を分前として譲り受けている。No. 46の妻は姉1人、兄1人を持っている。両親は40ライの田を所持していたが、死亡するとき、娘2人にそれぞれ20ライを与えたが、息子には結婚後牛2頭を与えたので、農地を譲り渡さなかった。息子はその牛を売って得た金額を妻の両親から貰い受けた金額に加えて田16ライを買った。姉には2人の娘があるが、No. 46に子供がなく、末娘を養子として出した。姉夫婦は死亡したので、両親から受け継いだ20ライの水田はNo. 48に住む長女夫婦のものとなっている。

図13 第 4 例



第5の例は第4の例と同じく、息子は水田の譲渡を受けていないが、娘はすべて分け前にあづかっている。ただし娘でも遠くに離村した場合はこのかぎりではない。現在No. 23に住む家族は21ライの田を所有しており、結婚後3、4年して両親が死亡したとき、その家・屋敷とともに相続し

た。No. 23の妻は末娘であり、4人の兄と6人の姉がある。兄4人は現在部落の内外に居住しているが、結婚にさいしてじゃっかの金を貰い受けたのみである。4番目の姉は遠く離れているので水牛1頭を得た。2番目の姉はこの部落に居住していたが、結婚後間もなく死亡したので分前を受けるにいたらなかった。その他4人の姉はすべてこの部落にとどまり、最年長の

姉は水田6ライ、3番目の姉は5ライ、5番目の姉は3ライを譲り受けたが、6番目の姉は両親と一番長く同居したので26ライを相続した。No.23は同居期間が少なかったので21ライの水田を相続したまでである。しかし両親が死亡したときにはNo.23が同居していたので、家・屋敷は末娘夫婦のものになった。

以上の5例を総括して一般的傾向をうかがうならばつぎのごとくである。(1) 娘の場合はほとんどが水田の分け前にあづかる。ただし結婚後遠く離れるときには、その分け前は少なく、部落内にとどまるものの半分である。(2) 部落内にとどまった娘についてみると、親と同居した期間の長いものほど分け前も多く、このことは末娘の場合にひろくみいだされる。他の娘達相互の間の差は大きくないが、その各々の相続分は末娘のものよりも少ない。(3) なお耕地が少ない場合は、姉が自己の分割分を妹達に譲ずることもある。(4) 息子の場合は特殊な事情がないかぎり、実際問題として水田の譲渡を受けることがない。ただしその代りに水牛や牛を1, 2頭を貰い受たり、じゃっかんの金を与えられたりする。その時期は婚姻後間もなくである。(5) 水田の相続分割譲渡の時期にかんしては、両親が60才を過ぎて実際に働けなくなっているからである。ただし分割予定地は結婚後幾年もすればきまり、分割されなくともその土地にたいして責任を負わされる。

5. お わ り に

以上、調査部落の農地所有の問題にかんして分析を試みてきた。まず農地所有規模および農地経営規模についての分析は、この部落の農業が自作農的性格が強いことを示している。このことは自小作別面積構成と小作農の僅少性から明らかである。しかしながら自作農の数は圧倒的多数とはいえない。それは所有地もなく、経営面積もあきらかでないような農業従事者世帯が多数存在するからにはかならない。この世帯の家屋は貧しく、穀倉はもちろんのこと、水牛や犁さえも所持しないことがしばしばである。しかしそれは近代的な農業労働者ではなく、親の農地で働く農業従事者世帯である。いいかえれば、これらの世帯は貼戸として正戸に付随しており、その成員は家族ないし親族の一



写真4 婚姻の儀礼：糸を巻きつける祈禱師

員として正戸に仕えている。

ついで、この親族共同体的農業従事者世帯の実態を把握するために、部落の家族形態に目を転ずるならば、NF型、ExA型、ExB型の3つの基本的形態がみられた。そしてこれらの家族形態は、夫婦を中心とする家族が妻方居住制や老後扶養の慣習と関連しつつ成長発展・分岐・分出・老化の過程をくりかえすところに発現するものである。正戸と貼戸の親族集団はExA型がその子供夫婦ことに娘夫婦の家族を放出し、完全に独立したNF型にまで成長させる過程において一時的に現われる。貼戸は分岐と同時に正戸から世帯を分ち、一般には家・屋敷を与えられる。しかし生産面においては、田畑にかんするかぎる共同関係を依然として保っている。収益にかんしては、水田の場合は収穫した米を折半し、畑地の場合においては売り上げ金を折半する。ただし穀倉を共同にすることもしばしばであり、折半といっても不明瞭である場合もある。またケナフの売り上げ金などは折半する前に共同の目的のために消費されることがある。このような関係を保ちつつ、やがて貼戸は正戸が所有する農地のなかから一定の土地を委かせられ、責任をもって経営する段階にいたる。それと同時に自己の力でも独立の歩みをつづける。委任された農地はやがて分割地として貼戸に譲渡されるが、それは一般的にいつて正戸の世帯主、妻の両親が死亡する前後である。したがって貼戸は相続・分割譲渡を前提とした農業従事者世帯であり、相続・分割と同時に正戸と貼戸からなる親族集団は崩壊する。

以上のことから明らかなごとく、調査部落には自作農以外に経済的に他に依存する農業従事者が多数存在するが、それは小作でもなく、近代的な農業労働者でもなく、その経済的依存関係は親族関係のうちに吸収され、対立・反目の関係を生じる契機を構成しない。

中部平原のバンゲ・チャンとバンゲ・クワード、北部のクー・デーン¹²⁾、南部のルッセンピラン¹³⁾の人類学的報告書やまたタイ国村落の概説書ならびに東北部ウボンの村落調査¹⁴⁾の報告書をみても、ここに述べたような農業従事者世帯、家族の特殊形態としての親族集団についての記述はみいだされない。また国家統計局の農業センサス¹⁴⁾もこうした実態を明らかにしていない。ドーン・デーン¹⁴⁾部落の実態は常にこの周辺のみにもみられるのか、また東北部一帯に広くみられるのか、また将来どのように変化していくのかといったことがらは、他の地域に今はなくとも以前はどうあったかということと共に1つの問題として提起されうる。

12) 前掲書(註1参照)

13) Chares Madge: Village Communities in Northeast Thailand. N.Y., United Nations Technical Assistance Administration 1955.

14) National Statistical Office of The Prime Minister: Census of Agriculture 1963 (Changwad Khonkaen). Bangkok.